

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)	
地域名 (地域内農業集落名)	伊川谷地区 (永井谷・北別府集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月23日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化により急勾配な法面の草刈り作業が困難である。また、草刈り作業の回数に対して、人手が不足しており、農作業が進まない。
- ・圃場整備が進んでいないエリアや、地形的に水はけと日照がわるい農地があり、作業効率が悪い。
- ・営農組合への作業委託や農地の貸し出しなど、農地の有効利用がうまくいっている。
- ・パイプラインが設置から35年目と古くなってきており、持続的な農業を目指す上で定期的な修繕や管理などが必要である。
- ・新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。そのため、機械が壊れると農業を続けることが困難である。
- ・イノシシやアライグマの被害が多くなってきているが、電気柵などを設けるにあたり資金面で課題がある。
- ・燃料や肥料などの資材費が高騰しており、農業を継続することが困難になってきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻や軟弱野菜を主要作物としつつ、クリーンセンターの温水を利用した高収益作物の検討をはじめ、農業を担うものを含めて栽培方法を確立する。
- ・自走式の草刈り機やドローン等による農業機械のIT化を取り入れ、スマート農業を段階的に開始する。
- ・ネクストファーマーが地区内で研修していることもあり、次の担い手とするための交流会を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企業の農業への参入をすすめていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付けを行いながら、段階的に集約化をすすめる。
(3)基盤整備事業への取組方針
・多面的機能支払交付金の活用により修繕・整備を引き続き図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・機械などの共同購入や作業の受託などを促進しながら、農業の担い手の事業の持続拡大を支援する。 ・ネクストファーマー等を含めた新規就農者を今後の農業の担い手とするために、地域で就農の窓口を拡げる。 ・共同作業や地域のルール、作業委託・受託、農地の貸し借りといった地区内の情報を共有できる仕組み作りを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・効率化が期待できる作業などは、集落内のオペレーターに部分的な委託をすすめる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。